

滝川市中古住宅取得助成事業概要について（新規事業）

滝川市建設部建築住宅課

市内における子育て世帯や若者夫婦世帯の負担軽減による住宅取得を促進し、定住及びコンパクトなまちづくりの推進に向けた居住の誘導を図るため、中古住宅の購入をする方に対して補助金を交付します。

対象となる住宅については、一戸建て等で令和8年4月1日以降に売買契約を締結する住宅となり、**令和8年3月31日以前に契約締結した住宅は対象外**となります。詳細については、下記に記載のとおりです。

1. 対象の要件について

- 市内に本社もしくは本店を有する宅地建物取引業法第3条の免許を受けた宅地建物取引業者が販売する住宅であること。また、宅地建物取引業者が市税を滞納していないこと。
- 居住の用に供する部分の床面積が70平方メートル以上であること。
- 玄関、台所、浴室、便所及び居住室を有する住宅であること。
- 売買契約の締結日が令和8年4月1日以後の住宅であること。
- 住宅本体売買金額（消費税等を除く。）が200万円以上の住宅であること。
- 交付対象者の3親等以内の親族以外が所有していた住宅であること。
- 住宅施策区域内に建設された住宅であること。
- 登記完了日が補助金の交付を申請する日以降の住宅であること。ただし、令和8年4月1日から令和8年5月6日までの間に売買契約を締結した住宅で遡及適用の対象となるものについては、この限りでない。
- 建築基準法第6条の規定による確認が昭和56年6月1日以降に行われたものであること。なお、昭和56年5月31日以前に確認が行われていた場合は、耐震診断により耐震改修を要しないと認められたものを除き、当該耐震診断により必要とされた耐震改修工事を実施したものであること。

2. 補助金の額について

- 消費税等を除いた住宅本体購入金額の25%とし、上限100万円（1万円未満切り捨て）。滝川市立地適正化計画における居住誘導区域内にある住宅の場合は一律50万円補助金を加算し、最大150万円となります。さらに滝川市住宅改修助成事業補助金と併用すれば最大180万円となります。

**※土地の取得費用や附属する柵、塀、植栽、独立した物置、独立した車庫その他独立した工作物及び建築物の購入に要する費用は補助対象外です。
また、本補助金は社会資本整備総合交付金の交付対象事業となっていることから、国や北海道等の補助金と併用はできません。**

※補助金の交付を受けた日から5年を経過しない期間内に補助金の交付対象住宅又は土地を取り壊し、貸与し、又は売却したときは補助金の返還を求められます。

補助申請の受付は**予算が満了次第終了**します。

また、予算残額についての確認は（一社）中空知地域職業訓練センター協会までお問い合わせ願います。

3. 補助金の交付対象者について

○中古住宅を購入する方で、以下の条件のいずれかに当てはまる方

- ・平成20（2008）年4月2日以降に出生した子（出産予定の子を含む。）を有する世帯
- ・申請時点において夫婦（法律上の婚姻関係にあること）であり、いずれかが昭和61（1986）年4月2日以降に生まれた世帯

※補助申請者が事業完了後に自ら居住すること、当該住宅に居住することとなる全ての者が市税を滞納していないこと、暴力団員でないことが条件となります。また、転売は認めません。

4. 補助金の対象となる用途について

- 一戸建ての住宅
- 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの。
※ただし、居住の用に供する部分の床面積が70㎡以上で、延べ床面積の50%以上であり、かつ事務所や店舗等に供する部分を補助金の交付対象者が所有かつ使用すること。
- 二世帯住宅（住宅内で行き来ができること。親世帯等の部分についても対象とする。）
- 長屋（2戸で構成する住宅であり、本人以外が居住する住戸部分が2親等以内の方が居住するものに限る。）
- ×共同住宅

5. 申請時期について

補助申請期間については、令和8年5月7日（木）から令和9年2月12日（金）までとなります。

完了実績報告の提出については、令和9年3月12日（金）までの提出期限となります。

なお、令和8年4月1日～令和8年5月6日までの間に売買契約を締結している場合は遡及適用とし、売買契約締結から30日を超える中古住宅の購入を申請の対象とします。

ただし、このケースの場合は令和8年6月5日（金）までを申請期限としますので、お間違いのないようお願いいたします。

6. 事業の期間について

事業期間については、令和8年4月から令和9年3月までの1年間です。

7. 【フラット35】地域連携型について

子育て世帯で本補助金を活用して中古住宅を取得される方は、住宅金融支援機構との連携により特定金利の適用が受けられる【フラット35】地域連携型がご利用いただける場合があります。

要件等については、事前に滝川市建設部建築住宅課建築保全係にご確認ください。

【連絡先】

滝川市建設部建築住宅課建築保全係

電話：0125-28-8040（直通）

8. 補助金申請の流れ及び留意点について

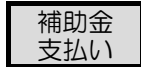
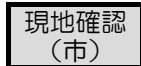
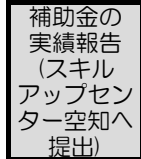
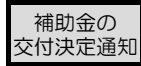
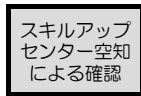
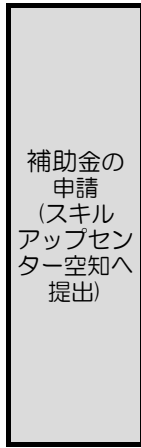
- 補助申請に関して、必要となる書類と流れを次ページに記載いたします。申請の際は不足があれば受付が出来ませんのでご留意願います。
- 申請、交付ともに事業期間中1回限りとなります。
- 売買契約締結日から30日以内又は令和9年2月12日のいずれか早い日までに申請してください。
- 変更については、増額の変更は受け付けすることができません。減額のみ受付となります。
- 補助金の予約は出来ません。
- 実績報告書の提出後、現地確認を行います。
- 令和8年度に滝川市新築住宅取得助成事業補助金又は滝川市住宅解体促進事業補助金の交付を受ける者は補助金の交付対象者となりません。

■申請及び相談窓口

一般社団法人中空知地域職業訓練センター協会（スキルアップセンター空知）

住所：流通団地3丁目6-2 3

TEL 0125-24-1880（代表）



□提出書類 (□はチェックボックスとしてお使いください。)

- 滝川市中古住宅取得助成事業補助金交付申請書 (別記第1号様式)
※申請書中、「補助事業の着手及び完了の予定年月日」欄は売買契約締結日を始期とし、住宅引き渡し完了の日を完了予定日として記載すること。
- 住民票謄本の写し ※発行日より3ヶ月以内のもの
(申請者が市内居住の場合、確認に関する同意があれば省略可)
- 市税の未納がないことの証明書 (確認に関する同意があれば省略可)
- 位置図、平面図、立面図
- 住宅を含む敷地全景写真
- 売買契約書の写し (申請時は原本を提示すること)
※補助金の申請は、契約締結の日より30日以内に申請すること。ただし、4/1~5/6の間に契約した場合で、遡及適用の対象となる場合は30日を超えても可。
- 新耐震基準を満たしている住宅であることを証する書類 (確認済証など)
- 戸籍謄本 (所有者又は所有することとなる者が単身赴任している場合)
※発行後3ヶ月以内

□提出書類 (□はチェックボックスとしてお使いください。)

- 滝川市中古住宅取得助成事業補助金実績報告書 (別記第2号様式)
- 住民票謄本の写し (申請時に確認に関する同意があれば省略可)
- 住宅を含む敷地全景写真、内観の写真 (玄関、台所、浴室、便所、居住室)
- 支払いをした事実が分かるもの (例: 領収書、支払票、振り込み票等)
- 補助金等交付請求書 (滝川市補助金等交付規則 別記第3号様式)
※令和9年3月12日 (金) までに提出すること。